

新入園児保護者各位

社会福祉法人 まごやま保育園

時間外保育利用の概要

新保育制度では、保護者の就労実態等に応じて、各市区町村が各家庭ごとに、保育標準時間（11 時間）と保育短時間（8 時間）のいずれかの支給認定区分を認定します。支給認定区分ごとの利用時間は各保育所が定めることとなっており、利用時間を超えて保育を利用した場合は、利用実態に応じて時間外保育料が徴収される仕組みとなっています。

なお、「保護者は就労等（＝勤務時間＋通勤時間）の範囲内で保育所に子どもを預けることができる」という原則は旧保育制度と同様であり、また、次のような場合は時間外保育をご利用いただけませんのでご注意ください。

- ① 産休 ・ 育児休暇中。
- ② 保護者の病気療養や介護等の理由で、児童が保育所に通所している方で、病院 通院などの用事の無い場合。（通常の保育時間に迎えに来られない特段の理由が無い限りは、ご利用いただけません。）
- ③ 勤務終業後、買い物や家事を済ませてからのお迎え。
- ④ 勤務休みの日
- ⑤ 同居の保護者など、送迎できる方がいる状況でのご利用

上記の原則をご理解いただいたうえで、新たに時間外保育の利用を希望される方は、「**時間外保育利用登録申請書**」を、また、既に時間外保育を利用して利用時間の変更を希望される方は、「**時間外保育変更登録申請書**」を、それぞれ提出いただいた後、当園にて申請書と提出済みの勤務証明書とを照らし合わせ、時間外保育利用の登録若しくは変更登録の承認若しくは不承認の決定を行うこととなります。

なお、**支給認定区分（保育標準時間／保育短時間）を各月1日以外の適用日に変更された場合は**、市の保育課に申請した「**支給認定変更申請書（受理印のあるもの）**」等（支給認定変更の事実及び変更の適用日付けが確認できる公の書類）の写しを、当園が頒布する「**時間外保育利用変更登録申請書**」に添付したうえで、**当園にご提出下さいますようお願い申し上げます。**これら公の書類が提出されない場合、各月1日以外を適用日とする「**時間外保育利用変更登録申請**」を受理できない場合（特に保育短時間から保育標準時間への変更の場合等）がありますのでご注意ください。

※時間外保育利用の詳細につきましては以下の別紙をご参照ください。

- 「保育利用時間及び時間外保育料金の課金体系について」
- 「登降園時刻の検知・記録方法及び I C タグの取扱方法について」
- 「時間外保育登録・変更登録・抹消登録申請書」

以上

新入園児保護者各位

社会福祉法人 まごやま保育園

保育利用時間及び 時間外保育料金の課金体系について

1. 保育利用時間

当園の保育利用時間は原則として以下の通りとなります。

- 開 所 時 間 7 : 00 ~ 19 : 00 (12 時間)
- 保 育 標 準 時 間 7 : 00 ~ 18 : 00 (11 時間) 就 労 に 応 じ て 最 長 11 時 間 利 用 可 能
- 保 育 短 時 間 8 : 30 ~ 16 : 30 (8 時 間) 就 労 等 実 態 に 応 じ て 最 長 8 時 間 利 用 可 能

2. 時間外保育料金の課金体系

- 緊急的に利用する場合は時間外保育料金（100 円 / 15 分）の適用となります。
- 開所時間外の場合は閉所時間料金（600 円 / 10 分）の適用となります。
- 保育標準時間、保育短時間に関わらず、恒常的に時間外保育の利用を希望する場合は、月額料金（1,800 円 / 30 分 × 1 ヶ月）の適用を申請できますが、勤務実態等の審査により不承認となる場合があります。なお、月額料金は申請書提出日の翌月 1 日から適用開始となりますので、月額料金利用予定月の前月末日迄には「時間外保育利用登録・変更登録申請書」の提出を済ませて下さい。
- 利用者負担額表 A 階層、B 階層（生活保護世帯、非課税世帯）からは時間外保育料金を徴収しません。

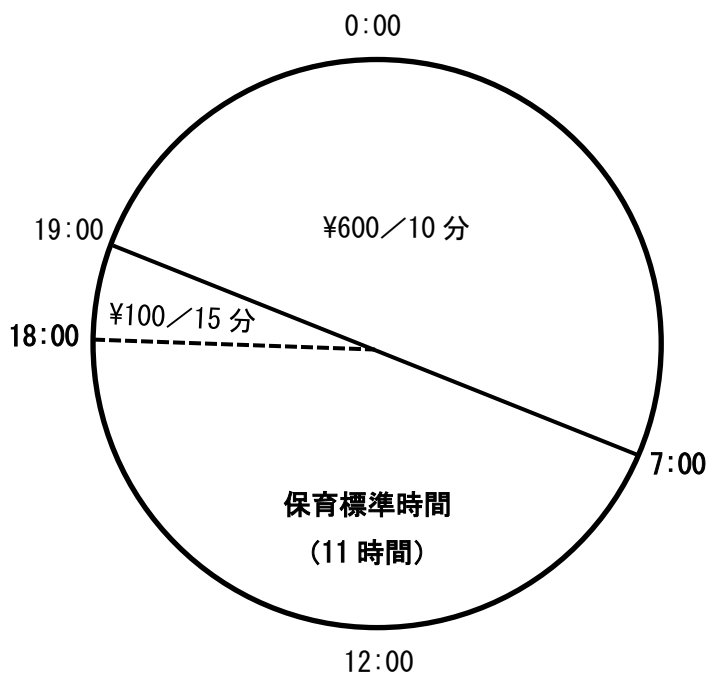


図 1 : 保育標準時間の課金体系

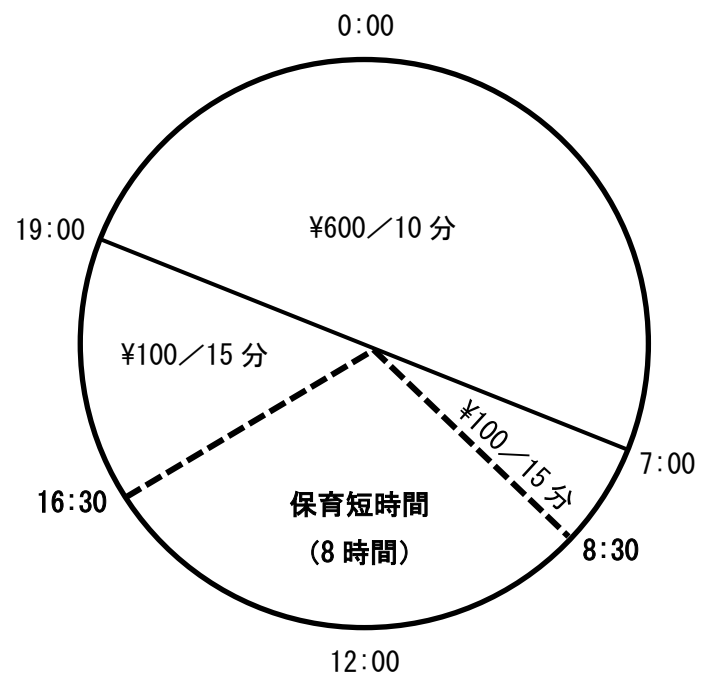


図 2 : 保育短時間の課金体系

以上

新入園児保護者各位

社会福祉法人 まごやま保育園

登降園時刻の検知・記録方法及び IC タグの取扱方法について

新保育制度では、時間外保育利用料の徴収が実施されています。当園においても時間外保育料を算定するにあたり、各園児の登園時刻及び降園時刻の検知・記録が、不可欠の業務となっております。当園では、以下の方法にて登降園時刻の検知・記録を実施しておりますので、予めご理解とご協力をお願い申し上げます。

（登園時刻と降園時刻の定義）

1. 登園時刻は、正門（道路側門扉）若しくは通用口（駐車場側門扉）を通過して最初に敷地内に入る瞬間の時刻といたします。降園時刻は、正門（道路側門扉）若しくは通用口（駐車場側門扉）を通過して最後に敷地外に出る瞬間の時刻といたします。従いまして、**保育園の敷地内にいる間は降園したとはみなされません（時間外保育料が課金されます）**のでご注意ください。

（時刻の検知・記録方法）

2. 正門若しくは通用口の通過時刻は、IC タグを携帯した園児が、正門及び通用口に設置したトリガーコイルが発生する磁場の上を通過すると、IC タグが起動して電波を発信し、門扉付近に設置されている受信アンテナがその情報をキャッチし、クラウド・サーバに自動的に登録されます。このときに採用する時刻情報は、NTP サーバーから供給される独立行政法人 情報通信研究機構の日本標準時（インターネット経由での時差数百ミリ秒）となります。※登園前・降園後に**門扉に接近し過ぎた場合にも、稀に IC タグが反応する場合があります**のでご注意ください。

（IC タグの取扱について）

3. IC タグは、読み取り機にかざす必要がなく、園児がカバンに入れたまま門を通過するだけで検知されます。ハンズフリーですので、タッチ忘れの心配もなく、スムーズに通過することができます。しかし、IC タグを不携帯のときには登降園時刻が検知できませんので、この場合には開所から閉所まで園にいたものとして時間外保育料を算定することとなりますのでご注意ください。また、IC タグは保育園が購入し、保育園から保護者様へ IC タグを無償にて貸与する仕組みです。保護者様もしくは園児の責めに帰すべき事由により IC タグが破損・汚損・紛失してしまったときには、保育園が再度 IC タグを購入しなければなりませんので、保護者様からその実費をいただくこととなります（本稿作成時における価格は税込 4,000 円弱です）。また、IC タグは完全防水仕様ではありませんので、**水没すると故障する場合があります**。また、**近くに金属があると IC タグは正常に機能しない場合があります**ので、IC タグは金属から遠ざけるなど、ご利用には注意が必要となります。なお、**IC タグはビニール袋等に入れて保護したうえで、園児が毎日携行するリュック・サックの内部側面（内部底面では稀に反応しない場合があります）にマジックテープで張り付ける等、子どものいたずらや紛失から回避できるよう工夫して携帯させてください**。

（当園の事情により利用時間を延長していただいた場合の取扱）

4. 職員の要望で保護者様のお時間を取らせていただく場合には、予めその旨を職員から保護者様にお知らせいたします。この場合、職員からお時間を取らせていただいた分については時間外保育料金を課金いたしません。また、当園の行事や行事練習の際に、予め職員から保護者様にお声がけし、本来の利用時間より早く登園いただく場合や遅く降園していただく場合がありますが、これ等も同様の扱いとなります。

以上